安佐南地区保護司会

略称•愛称

地区保護司会(ちくほごしかい)

安佐南地区保護司会(地区保護司会)とは

更生保護とは、国が民間の人々と連携して、犯罪や非行をした人が、地域の中で早期に更生できるよう助けるとともに、地域での犯罪・非行の予防を図る活動です。

更生保護の活動の中心は保護観察です。保護観察とは、犯罪や非行をした人を社会の中で生活させながら、その人に一定の約束事(遵守事項)を守ることを義務付けて、これを守るように助言・指導するとともに、就職の援助や悩みの相談に乗って、その立ち直りを助けようとするものです。

保護観察を受けるのは、家庭裁判所から保護観察処分の決定を受けた少年、少年院から仮退院を許された少年、裁判所から刑執行猶予(保護観察付)の言渡しを受けた成年、刑務所から仮釈放を許された成年、補導処分に付され、婦人補導院から仮退院を許された人です。

保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした人の更生・立ち直りを助け、助言や指導を行う民間のボランティアです。保護司は、保護観察所に配置されている保護観察官※と協力して更生保護の仕事に従事しています。具体的には、保護観察を受けている人と接触を保ち、生活状況を把握したうえで、立ち直りに必要な指導や助言を行うほか、本人が刑務所、少年院等から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、帰住先の環境の調整や相談を行っています。

また、犯罪予防活動として、世論の啓発や犯罪発生の原因となる社会環境の浄化に努める活動も行っています。平成 24 年度末には、安佐南地区更生保護サポートセンター(安佐南区役所・沼田出張所裏、安佐南区伴東四丁目 18-6)が設置され、地域における保護司活動の拠点として、更生保護女性会員や BBS 会員、協力雇用主会と協議を行ったり、学校や警察など、地域の様々な関係団体と協力した活動を行っています。

地区保護司会は、佐東、安古市、祇園、沼田の4分区64人(男性49人・女性15人、令和元年年5月31日現在)で構成され共に活動しています。定員は、現在64人です。

※ 保護観察官:心理学、教育学、社会学などの更生保護に関する専門的知識に基づいて、犯罪や 非行をした人の更生及び犯罪予防に関する事務に従事している国家公務員です。

構成員となって活動している人

保護司とは、保護司法で定められた、無給・非常勤の国家公務員です。地域から内薦された方々から保護観察所長が推薦し、法務大臣から委嘱を受けます。地区保護司会に所属し、様々な経歴を生かした幅広い活動を行っています。

主な活動

- 毎月、保護観察対象者と面談し、報告書を保護観察所に提出 研修会への参加(年6回)
- 「社会を明るくする運動」期間中の商業施設等でのチラシ配布などの啓発活動(7月)
- 小・中学校との連携事業→「社会を明るくする運動」期間における児童・生徒への作文の募集、 学校・PTA・青少協ほか地域団体との意見交換。

行事や活動に参加するには

保護司となって活動したい方、保護司の行事に参加を希望される方は、安佐南地区更生保護サポートセンターへお問い合わせください。

問い合わせ先

安佐南地区更生保護サポートセンター TEL(082)836-5705、FAX(082)836-5704